

## 本号の内容

- [AIPPI Committees](#)
- [2018年AIPPIカンクン総会](#)
- [記事・解説](#)
- [各国部会](#)
- [政府機関&NGO](#)
- [行事のお知らせ](#)

## AIPPI Committees

### [PCT 特許出願に対する異議申立：国際段階における第三者情報提供](#)

Anastasia Trifonova and Noel Courage (AIPPI PCT Committee)

特許性に関する第三者による異議申立は、ほとんどの場合、各国または広域の特許庁で申し立てられます。WIPOは最近、第三者が国際レベルで特許性に関する異議を申し立てる際の範囲についてまとめた情報を発表しました。PCT出願に対する第三者情報提供（TPO）は、国際段階において、一般市民が誰でも行うことができます。TPOは、新規性または進歩性に関するものとし、それ以外の、明確性要件、実施可能要件、サポート要件などに関する理由認められません。また、引用文献の関連性について、文献ごとに最大5000字の説明を加えることができます。TPOはePCTシステムで提出し、引用できる文献はTPO一件あたり10までです（複数のTPOを提出可能）。TPOは、国際公開の時点から、優先日より28カ月後の時点まで受理されます。出願人には、各TPOに応答する機会が与えられます。

[続きを読む](#)

---

### [スライド式ロック解除に関する特許訴訟：法域ごとのアプローチの比較](#)

Richard Beem, Stephan Freischem, Martin Hemmer and Jonathan Moss (AIPPI Information Technology and Internet Committee)

アップル社 iPhone のインターフェースは、最も分かりやすい現代的なテクノロジーの一つです。画面上のバーを指で横へスライドさせるという簡単な動作は、2007 年に iPhone を初めて市場へ投入した際の、スティーブ・ジョブズの有名なプレゼンにおけるハイライトの一コマでした。しかし法曹界では、iPhone のこの機能に関する数々の特許が世界各地で訴訟の対象となり、大きな注目を集めています。今回はまず、ドイツの裁判所によるアプローチについて考え、オランダ、英国、そして米国のアプローチとも比較します。

[続きを読む](#)

---

### [第 36 回 WIPO 著作権・著作隣接権常設委員会 \(SCCR\) 参加の報告](#)

**Shiri Kasher-Hitin (AIPPI Copyright Committee)**

第一日目、AIPPI 本部 SC「著作権」の委員長 Jan Nordmann と Remy Chavannes が、WIPO 加盟国代表団、WIPO スタッフ、および NGO の代表者一同を前に、付随的な内容のイベントを行い、2016 年ミラノ総会の議題「インターネットにおけるリンク張り」と送信可能化」の決議を例に、基礎となる議題の作成から、バランスの取れた最終的な決議までの、AIPPI の活動を紹介しました。いただいた多くのフィードバックによれば、このイベントは大成功だったようです。

なお、この委員会では[著作権・著作隣接権](#)の実体法に関する問題を調査し、[WIPO 総会](#)で検討するための提言を作成しています。

[続きを読む](#)

---

## **2018 年 AIPPI カンクン総会**

### **100 日を切りました**

開催日まで 100 日を切りました。すでに 77 カ国から 1200 名近い人々が参加登録しています。

知的財産の世界に足跡を残すための、参加登録の時間はまだあります。総会では、執行

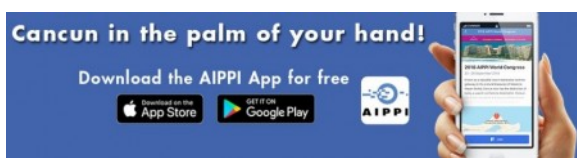
委員会において、AIPPIの実質的な業務について話し合うとともに、各議題の決議を採択します。国際的な知的財産保護の発展、向上、制度調和に貢献できるこの機会に、ぜひご参加ください。

総会ウェブサイトは[こちら](#)からご覧になれます。

---

### [AIPPI 公式モバイルアプリ](#)

AIPPI 総会の最新情報を提供するアプリです。今年の総会は、活気あふれるメキシコの都市カンクンで開催されます。このアプリを使用すれば、さまざまなリソースにアクセスでき、また同僚や他の参加者につながって、総会での経験をシェアすることもできます。



AIPPI アプリは、Google Play または App Store から入手できます。AIPPI カンクン総会に参加登録していれば、以下の 3 つの簡単なステップで「カンクンを手のひらにのせる」ことができます。

1. App Store または Google Play から、AIPPI App をダウンロードします（無料）。
2. 登録には、AIPPI 会員アカウントの e-mail アドレス（注）が必要です。パスワードは、参加登録 ID を使用します（登録確認画面で表示された、2018-XX000000 形式の数字です）。
3. 「2018 AIPPI World Congress」に表示された[Join]をタップします。

アプリの操作がわからない場合は、[App Guide](#) を見れば、2018 年 AIPPI カンクン総会で必要になる重要な機能が順に解説されています。

（注）このアプリに参加（Join）すると、登録した email アドレスを、アプリを使用する他の総会参加者に対して開示することに同意したものと見なされます。

[続きを読む](#)

---

## [スポンサー募集のご案内](#)

AIPPI 総会のスポンサーになれば、スポンサー名を世界中から集まる参加者の目に触れさせることができます。詳細についての問い合わせ、あるいはスポンサーに関するユニークな提案は、[events@aippi.org](mailto:events@aippi.org)までお願いします。スポンサー募集については[こちら](#)をご覧ください。

## [続きを読む](#)

---

### 記事・解説

#### [フランス：ルブタンの赤い靴底 色の商標をめぐる裁判で勝訴](#)

Tougane Loumeau (GIDE LOYRETTE NOUEL – France)

*Christian Louboutin and Christian Louboutin SAS v. Van Haren Schoenen BV; CJEU, June 12, 2018, C-163/16, ECLI:EU:C:2018:423*

欧州連合司法裁判所は、靴底に使用される色彩からなる標章は、形状の登録を禁止する規定の対象にはならないとして、フランスの有名な靴デザイナーであるクリスチャン・ルブタンの訴えを支持する判断を示しました。

## [続きを読む](#)

---

#### [日本：不正競争防止法の一部改正](#)

勝沼国際特許事務所 勝沼宏仁

第四次産業革命による情報技術の発展に対応するための「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が、平成 30 年 5 月 23 日に国会で可決・成立しました。この度の法改正により、これまで特許、著作権、営業秘密などで保護されていなかった、ビッグデータ等の貴重なデータが、不正競争防止法で保護されるようになり、また、標準化の手続きが簡素化され、裁判所による証拠収集が強化されます。

改正法は 5 月 30 日に公布され、公布日から 1 年半以内に施行されます。

[続きを読む](#)

---

### [米国最高裁：PTABの当事者系レビュー手続きは合憲](#)

**Joshua B. Goldberg (Nath, Goldberg & Meyer – U.S.A.)**

最高裁は、Oil States 事件における当事者系レビューの合憲性、SAS 事件における当事者系レビューの開始基準について審理し、Oil States 事件の当事者系レビューについては合憲と判断しましたが、今後さらなる訴訟が提起される可能性を残しています。

また、SAS 事件においては、当事者系レビューを開始する場合、請求の対象となったすべてのクレームを審理対象としなければならないと判示し、一部のクレームのみを対象として当事者系レビューを開始することはできなくなりました。すでに USPTO は、これらの判決に基づいた予備的なガイダンスを業界向けに発行しており、さらなる変更が進められるものと考えられます。

[続きを読む](#)

---

## 各国部会

### [サクセスストーリー](#)

**Gualtiero Luca DRAGOTTI – AIPPI Italian Group**

ミラノ総会の前と後の会員数を見ると、イタリア部会には、会員を増やして定着させる力があることを確信します。

この結果には、これまでに採り入れた数々のイニシアチブや対策が反映されています。これらの取り組みは、今やイタリア部会に受け継がれる DNA の一部であり、部会の活動のやり方として定着しています。

[続きを読む](#)

---

### [トルコ部会を発展させた取り組み](#)

**AIPPI Turkish Group**

世界的な団体としての AIPPI と比べると、トルコ部会は比較的歴史の浅い部会です。

この 10 年間（および部会設立の準備に充てた 2007 年）は、さまざまな観点や段階での知財発展のニーズに関する、10 年以内の循環的な発展も考慮しつつ、ビジョンを掲げ、戦略を練り、それに伴う活動を計画どおりに実施することに力を注いできました。

言い換えれば、小さな命を手間暇かけて育てたことで、やがて立派に成長し、現在のような 200 名以上の会員を擁する一人前の部会になれたということでしょう。

[続きを読む](#)

---

#### [現在 445 名 - 英国部会の会員が増加し続けている理由](#)

##### **AIPPI UK Group**

現時点で総勢 445 名—英国部会の会員数の増加は驚異的です。2016 年以降 100 名近い新規会員が入会しています。この成長は複数の要因によってもたらされたものですが、その中心は、面白くかつ洞察に富んだ講演会などを、部会として企画・開催していることです。ほとんど毎月、さまざまな業界から優れた講師を招いたイベントがあり、最新の判例、法律や、知財分野および知財が多用される業界のトレンドなどについての見識を得ることができ、終了後に催される、人脈作りを兼ねたレセプションも毎回盛況です。これらのイベントについては LinkedIn と Twitter でお知らせするとともに、知財ブログ IPKat に要約が掲載されることも多く、さらなる参加者の増加と会員獲得に役立っています。

また、イベントの会場については、多くの法律事務所が施設を快く使わせてくださるおかげで、会員は無料で参加できます。

[続きを読む](#)

---

## **政府機関&NGO**

[AIPLA より AIPPI 会員に対する無記名アンケートのお願い](#)

AIPLA のバイオテクノロジー委員会はこのほど、遺伝資源・伝統的知識の出所開示義務に関する無記名アンケートを作成し、AIPLA 会員に配布しました。委員会では、名古屋議定書および遺伝資源の開示義務についての実務経験情報をできる限り多く得たいと考えており、このアンケート（お知らせ）が AIPPI の全会員へ拡散されるようお願いいたします。

名古屋議定書、生物多様性条約、あるいは遺伝資源を伴う技術開発を経験したことのある方は、このアンケートへの回答をご検討ください。また、こうした経験のある方をご存じでしたら、このお知らせを転送して回答をご依頼いただければ幸いです。

アンケートは[こちら](#)にあります。

ご協力のほどお願いします。

[続きを読む](#)

---

## [第 6 回 UP&UPC 年次会合](#)

7 月 3 日



欧州単一特許（UP）および統一特許裁判所（UPC）の準備に取り組んでいるさまざまな委員会から最新の情報を得られる貴重な機会です。

[続きを読む](#)

---



## 第 9 回中国特許年会（CPAC）

2018 年 8 月 30 日・31 日

会場：北京国家会議センター

詳細は[ウェブサイト](#)をご覧ください。

---

## 行事のお知らせ

### 今後の AIPPI 総会

AIPPI 総会の開催地、予定日は以下の通りです。

- 2019 年 AIPPI 総会：ロンドン - 2019 年 9 月 15 日～18 日
- 2020 年 AIPPI 総会：杭州 - 2020 年 9 月 26 日～29 日
- 2021 年 AIPPI 総会：サンフランシスコ - 2021 年 9 月 25 日～28 日

会場に関する詳しい情報は、2018 年 9 月のカンクン総会でお知らせします。

---

AIPPI のイベントに関する最新情報は [Facebook](#)、[Twitter](#)、[LinkedIn](#) で確認してください。

### 国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) | [www.aippi.org](http://www.aippi.org)

#### 免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。